解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月二十七日富山県知事の認証により任意解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

富山県砺波市高波三四三番地

宗教法人感應寺

清算人　沢崎　亮栄

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十六年十一月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

愛媛県松山市二番町四丁目四番地四愛媛県建設会館四階　愛媛県建設業厚生年金基金

代表清算人　有光　和雄

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十六年十一月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

東京都板橋区板橋一丁目四二番一三号

東京都家具厚生年金基金

代表清算人　山口千絵子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年十一月十九日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

島根県松江市乃白町八九番地四

松江市乃白北土地区画整理組合

代表清算人　持田　光敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年六月二十一日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十六年十一月十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

岡山県新見市西方四六三番地の六

医療法人千昌会松尾医院

清算人　松尾　惠子

第八十三期決算公告

平成二十六年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	千円
流動資産	五四三、九九〇
固定資産	四、八三〇、六二五
資産の部合計	五、三七四、六一五
負債の部	千円
流動負債	三一九、〇四五
固定負債	四、四九六、三八二
負債の部合計	四、八一五、四二八
純資産の部	千円
株主資本	五五九、一八六
資本金	一三五、〇〇〇
利益剰余金	四二四、一八六
利益準備金	三三、七五〇
その他利益剰余金	三九〇、四三七
（うち当期純損失）	（一八二、八七七）
純資産の部合計	五五九、一八六
負債・純資産の部合計	五、三七四、六一五

平成二十六年十二月十六日

大阪市中央冷蔵株式会社

代表取締役社長　奈良　正志

配当公告

兵庫県尼崎市東海岸町二六番地

破産者　広陽産業株式会社

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十五年（フ）第三九九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一九九、四三四、四二〇円

優先債権　金一三、四九八、六一二円

一、配当することのできる金額

一般債権　金三七、八五四、六二四円

優先債権　金一三、四九八、六一二円

平成二十六年十二月十六日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階弁護士法人ライト法律事務所

破産管財人　弁護士　阪田　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡広野町大字下浅見川字向一六番地一、最後の住所福島県双葉郡広野町大字下浅見川字本町三番地

被相続人　亡　根本　三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

福島県いわき市平字材木町三七番地メゾンドソア一階みぎは法律事務所

相続財産管理人　弁護士　戸川　瑛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市大字恩間三六〇番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鬼塚　祥人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

埼玉県草加市氷川町二一三一―一〇ベルドゥムール草加氷川町一〇二埼京法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小松崎文貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区三ノ輪二丁目一〇四番地、最後の住所埼玉県川口市朝日六丁目七番九号あさひ荘二〇六号　被相続人　亡　神崎　親

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

さいたま市大宮区大門町三―五〇ＶＩＰロイヤル氷川台三〇一横山佳純法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　佳純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県館山市山荻五八〇番地、最後の住所千葉県館山市山荻八三九番地の一

被相続人　亡　鈴木　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

事務所東京都千代田区内幸町一丁目三番三号内幸町ダイビル八〇四

相続財産管理人　弁護士　川崎真樹子（登録姓　吉永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市稲荷二丁目二六番地五、最後の住所東京都足立区竹の塚四丁目二番一一―四〇八号竹の塚ハイツ

被相続人　亡　梅津　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十六日

東京都千代田区麹町四―三―二九パシフィックシティ麹町五階新生綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　恭彦

第58期決算公告

平成26年11月26日

岡山市中区江並338番地

内山工業株式会社

代表取締役　内山　兼三

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,241	流動負債	17,145
固定資産	9,873	固定負債	5,881
有形固定資産	6,297	株主資本	11,836
無形固定資産	117	資本金	120
投資その他の資産	3,459	資本剰余金	2
		利益剰余金	12,240
		利益準備金	30
		その他利益剰余金	12,210
		（うち当期純利益）	(2,097)
		自己株式	△526
		評価・換算差額等	252
		その他有価証券評価差額金	252
資産合計	35,114	負債・純資産合計	35,114